## 令和5年度茨城地方最低賃金審議会

第1回茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、 医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、 時計・同部分品製造業最低賃金専門部会議事録

令和5年10月6日

茨 城 労 働 局 茨城地方最低賃金審議会 日時 令和5年10月6日(金)午後4時から

場所 茨城労働局 2階会議室

出席者 公益代表委員 井出 晃哉

野村 貴広

松本 理佳子

労働者代表委員 阿部 敬二

網代優次

小 坂 祐 之

使用者代表委員 佐藤 栄作

関 武志

水 出 浩 司

茨城労働局 労働基準部長 稲 葉 典 行

賃 金 室 長 川野 義光

室 長 補 佐 中島 孝紀

賃金指導官 平戸 直美

## 議事次第

- (1) 専門部会の部会長及び同代理の選出について
- (2) 専門部会の運営規程について
- (3)賃金実態調査結果等について
- (4) 専門部会の日程調整について
- (5)金額調查審議
- (6) その他

中島補佐

本日は、お忙しい中ご出席を賜り誠にありがとうございます。ただ今から、令和5年度茨城地方最低賃金審議会第1回茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具、信報器具、管子ので、電気機械器具、情報値にあります。今後は、電気と呼ばせていただきまず。本日は、全委員が出席しておりますので、本専門部会がはおりません。本日は、第1回目の電気最低賃金専門部会でおりません。本日は、第1回目の電気最低賃金専門部会ですので、審議に入る前に稲葉労働基準部長よりご挨拶申し上げます。

稲葉部長

皆様、お疲れさまでございます。労働基準部長の稲葉で ございます。本日はお忙しいところ、特定最低賃金専門部 会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうご ざいます。また、私どもの最低賃金行政にご理解とご協力 をいただきまして、誠にありがとうございます。さて、ご 承知のとおり、茨城県には、県内で働く全ての労働者に適 用される地域別最低賃金と、4つの産業別の特定最低賃金 がございます。今年度は、各種商品小売業以外の、機械、 鉄鋼、電気の3つの産業から申し出がありまして、それぞ れの部会において金額審議をお願いすることになっており ます。本日は、電気の第1回目の専門部会となりますが、 議題といたしましては、部会長、部会長代理の選任、運営 規程の決定、開催日スケジュールの決定など全般的な事項 についてご審議いただきまして、その後、時間の許す範囲 内で、具体的な金額審議に入っていただければと思ってお ります。特定最低賃金は、正に関係労使のイニシアティブ により円滑な審議と運用がなされるということが求められ ております。また、昨今の経済状況を踏まえますと、非常 に厳しい状況にございますが、審議を通じて十分に意思疎 通を図っていただき、できれば全会一致で議決となりますようご配慮をいただきたいと思っております。簡単ではございますが私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

中島補佐

続きまして、本日ご出席いただきました、委員の皆様をご紹介いたします。委員の皆様の紹介にあたりましては、お手元に配付しております資料 No. 1 にありますので、ご覧になっていただきたいと思います。

それでは、初めに公益代表委員の皆様から、名簿順にご紹介いたします。まず、井出委員です。野村委員です。松本委員です。続きまして、労働者代表委員の方をご紹介させていただきます。阿部委員です。網代委員です。小坂委員です。続きまして、使用者代表委員の方をご紹介させいいただきます。佐藤委員です。関委員です。水出委員です。続きまして、茨城労働局事務局の紹介をさせていてす。続きまして、茨城労働局事務局の紹介をさせていただきます。稲葉労働基準部長です。川野賃金室長です。平戸賃金指導官です。私は、室長補佐をしております中島と申します。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題(1)の部会長及び部会長代理の選出に移らせていただきます。部会長及び部会長代理につきましては、公益代表委員の中から選出することになっております。事前に公益代表委員の皆様から候補者を互選していただきましたので、ご報告させていただきます。部会長に野村委員、部会長代理に井出委員の名前が挙がっております。よろしいでしょうか。

委員

(異議なしの声)

中島補佐

異議なしということですので、ご報告どおり決定させていただきます。それでは、これ以降の議事進行につきましては、野村部会長にお願いします。よろしくお願いいたし

ます。

野村部会長

部会長を務めさせていただくことになりました野村です。改めまして、よろしくお願いいたします。初めての部会長になります。お手柔らかにどうぞお願いします。委員の皆様におかれましては、充実した審議を行っていただきまして、答申を出してまいりたいと思います。円滑な議事進行にどうぞご協力をお願いいたします。

それでは、第1回電気最低賃金専門部会を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。まず、事務局より茨城県最低賃金の周知広報につきまして説明がございます。お願いいたします。

川野室長

私の方からご説明させていただきます。

まず、資料 No.12、62ページの官報公示の写しと、資料と は別に添付しました本省作成のリーフレットをご覧くださ い。茨城県最低賃金につきましては、42円引上げて、時間 額 953円に改定することとなり、9月1日付け官報に公示 し、10月1日から効力発生となっております。なお、県の 最低賃金の答申に関し、本審委員の方におかれましては、 審議に大変なご苦労をおかけいたしましたこと、改めてお 礼申し上げます。中央最低賃金審議会では、本年度からラ ンク区分が4ランクから3ランクに変更となりまして、目 安額39円から41円と昨年度を上回る目安額が示され、今年 も全国的に大きく報道されました。本県においても、8月 7日の答申日と翌日には、NHKで放送されるなど、最低 賃金改正の関心が非常に高まっており、国民から大きく注 目されております。当局においては、最低賃金額の履行確 保はもとより、本年においても、昨年に続き、審議会にお いて、中小企業・小規模事業者に与える影響を踏まえ、業 務改善助成金など各種支援策の周知・啓発等による制度の 一層の利活用の促進を求める旨の答申を受けております。

支援策の周知を含めた周知・広報につきましては、より一 層強化を念頭に広報活動を実施しております。

主な周知・広報をご紹介いたします。9月7日には、事 業場に対する就業規則や賃金規定の見直し、助成金の活用 など、働き方改革に関連する様々な相談・支援に対応して いる、茨城働き方改革推進支援センターのセンター長と面 談し、最賃引上げと業務改善助成金の周知並びに活用につ いて、より一層の積極的な勧奨の実施について、要請書を 交付しております。県内の各労働基準監督署及びハローワ ークに、最低賃金や賃金引上げの相談があった際は、同セ ンターの無料相談を積極的に案内するよう指示しておりま す。また、労務管理などについて、多くの企業と接してい る 社 会 保 険 労 務 士 の 協 力 が 効 果 的 で あ る と 判 断 し 、 9 月 12 日には社会保険労務士会の会長と面談し、最賃引上げと業 務改善助成金の周知等の取組みに関する要請を行っており ます。10月には、その要請書について、社会保険労務士会 会員向けの広報誌に掲載される予定になっております。そ の他、最低賃金の引上げ、支援策に関する周知・広報につ きましては、その一環として、9月中旬に例年どおり、県 及び各市町村、商工会、関係団体等に対し、広報誌、HP 等に支援策を含めた掲載依頼を行っております。それか ら、昨年度に引き続き、県北地域の水郡線主要駅、郵便局 へ の ポ ス タ ー 掲 示 依 頼 を 行 う 予 定 で す 。 今 年 度 は 水 戸 線 の 主要駅への掲示、鹿島臨海鉄道の主要駅の掲示と車内中吊 りを依頼する予定になっております。また、令和元年度以 降、最低賃金法の違反のあった事業場に対し、最賃引上げ への対応と併せ、業務改善助成金のリーフレット、茨城働 き方改革推進支援センターのチラシ等を同封し、周知、活 用促進を案内しております。そして、昨年同様、9月24日 日曜日の茨城新聞の番組欄の下に広告を掲載しており、9 月29日には、例年同様、この庁舎駐車場の入り口に横断幕 を設置しております。なお、皆様ご存じのように、2階玄

関にデジタルサイネージで、開庁時間帯にスライドを放映しております。さらには、支援策につきましては業務改善助成金の窓口である雇用環境・均等室において、7月とリットを送付しております。8月31日拡充後にも9月8日に改めてリーフレットを送付するなどして報を行っております。今年度から、SNSでの情報発信とし業務改善助成金についての広報も行っております。9月中旬に本省が成金についての広報も行っております。9月中旬に、行政機関や関係団体の外、スーパーマーケット等へ随時送付し、掲示依頼を行っております。

今後も、支援策の周知を含めたできる限りの周知広報に 努めて参りますので、委員の皆様におかれましても、ご協 力のほどどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

野村部会長

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、 何かご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

全委員

(意見・質問等なし)

野村部会長

続きまして、議題(2)の専門部会の運営規程につきましてお諮りしたいと思います。事務局より運営規程(案)の説明をお願いいたします。

川野室長

続いて説明させていただきます。今回、本年度の初回の 審議となります。今期から委員になられた方もいらっしゃ いますが、時間の関係から、要点のみ説明させていただき ます。

この部会については、最低賃金法第25条の規程により、 茨城地方最低賃金審議会、一般に本審と言っております が、その本審の中に設置する専門部会という位置付けにな

ります。本日、お配りしました資料№3、10ページをご覧 ください。最低賃金制度の根拠法令である最低賃金法にお いて、審議会について定めた政令であります最低賃金審議 会令というものを添付しております。なお、審議会令は、 昨年度と同様ですが、いくつかの項目について少し説明い たします。10ページの下から3行目から11ページ上段に記 載しております第5条の2項をご覧ください。先ほど開会 時に進行役が説明しました成立要件です。この要件は専門 部会にも準用され、委員の3分の2以上、または、公、 労、使の3分の1以上が、会議の開催、議決の成立要件と なります。第3項は採決です。出席者の過半数での採決と なり、可否同数の場合は部会長が決するとなっておりま す。 続きまして、第6条が専門部会についての定めです が、5項をご覧ください。あらかじめその議決するところ により、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議と することができる、と定められております。この扱いにつ きましては、のちほど部会長から説明、報告があります。

いて、ご審議いただいたところです。第6条は、議事録についての定めです。第7、8、9条については、時間の関係もあり、説明を割愛させていただきます。

以上が条文の(案)となります。最後に、附則としまして、施行日が記載されることになっておりますが、これについては、後ほどお決めいただきたいと思います。ご審議のほどお願いいたします。

野村部会長

はい、ありがとうございます。専門部会の会議及び議事 録は、原則公開となっています。しかし、今お話がありま したとおり、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある 場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるお それがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の 中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は非公開にで きることになっております。専門部会については、金額審 議という点から、他県でもほとんど非公開にしているよう です。茨城県も率直な意見交換を保障するという考えか ら、金額審議は率直な意見交換などが損なわれる場合があ り得るということで、7月3日の本審でも中央最低賃金審 議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告を踏まえ審 議しましたが、第1回の専門部会の労使双方からの金額提 示に関する基本的な考え方までは公開、金額審議の部分は 非公開としまして、議事録についても同様にしてまいりた いと思います。よろしいでしょうか。

委員

(異議なしの声)

野村部会長|

ありがとうございます。特にご異議ないようですので、 そのような形で進めます。また、議事録の確認に関しましては、部会長及び部会長が指名した委員2人がその内容を 確認することになっています。

この議事録の確認は、労働者側委員は小坂委員、使用者

側委員は水出委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

(異議なしの声)

野村部会長

ありがとうございます。それでは、原案とおり決定した いと思いますが、いかがでしょうか。

委員

(異議なしの声)

野村部会長

附則の施行期日ですが、本日からの施行ですので、13ページの最後のところ、令和5年10月6日と入れていただきたいと思います。その上で、冒頭の(案)を削除してください。

それから、運営規程第3条に、会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない、とありますが、ここは、従来から事務局へ連絡ということにしていただいております。事務局を通じて部会長に通知という形になるかと思います。そのようにお願いいたします。

それと、最低賃金審議会令第6条第5項に、審議会は、 あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会 の決議をもって審議会の決議とすることができる、とあり ます。この件につきましては、9月11日に行われた第六回 本審の場において、専門部会において全会一致で最低賃金 額を決定した場合は本審の決定とする、ということに決ま りますので、よろしくお願いいたします。あくまで全会一 致を条件としておりますので、全会一致にならなかった場 合には、本審で再度審議することになります。

続きまして、議題(3)の賃金実態調査結果等について、事務局から説明をお願いいたします。

平戸指導官

それでは、私からは14ページ、資料 No. 5 から説明させて

いただきます。この資料は、平成24年からの茨城県の最低 賃金と4業種の特定最低賃金の推移を一覧にしたもので す。次の15ページ、資料 No. 6 からは、本年 6 月に実施しま した最低賃金に関する基礎調査の結果を集計したもので す。この基礎調査とは、毎年事業場にて6月分に支給され た賃金について厚生労働省が調査を実施し、集計等を各労 働局にて行い、結果を最低賃金審議会での資料としている ものです。経済センサス調査結果に登録されている事業場 に対して、業種、また産業別に労働者規模が1から9人、 10から29人、30から99人となっている事業所から一定の件 数を無作為に選定し、そこを対象として実施している調査 です。ただし、そもそもの母集団人数が少ない産業につい ては全規模対象として事業場を選定しており、茨城県では 各種商品小売業が該当しています。この一覧につきまして は、調査結果から県最賃適用産業と特定最低賃金対象産業 の規模別の特性値と未満率を一覧表にしたものですが、こ の県最賃適用産業計には、特定最賃4業種の数値は含まれ ておりません。なお、当県において特定最低賃金は4業種 設定されておりますが、本年も各種商品小売業については 改定申し出がありませんでした。15ページ、次の16ページ は県最賃適用、改正申し出のあった特定最低賃金3業種に ついて、第1・10分位数及び未満率の推移等を表とグラフに したものです。表にある第1・10分位数とはお配りした注 とある資料のとおりとなっておりますので参考にお願いし ます。これらの数値につきましては、先ほど説明しました 基礎調査の回答数と経済センサスの母集団事業場数から割 戻しした推測値となっております。17ページからは本日の 電 気 ・ 精 密 機 械 器 具 製 造 業 に つ い て の 資 料 と な っ て お り ま す。まず、17ページは、賃金基礎調査から集計した総括表 をもとに作成した第1・10分位数、最低賃金額、未満率の 推移となっております。次18ページからが、その総括表の 一覧となっております。22ページにつきましては、現行の

961円から引き上げたときの影響率と、それにあてはまる未 満労働者数を一覧にしたものです。影響率とは、最低賃金 額を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回る労働 者数の割合のこととなります。この労働者数については先 ほどの説明と同様に、基礎調査の回答人数を経済センサス で把握している母集団人数で一定に割り戻しした結果の人 数となります。23ページからは例年と同様の資料を添付し ております。まず、23ページの資料№7は、日本銀行水戸 事務所が7月3日に発表しました企業短期経済観測調査結 果です。27ページの資料№8は、日本銀行水戸事務所が9 月7日に発表しました茨城県金融経済概況です。39ページか らの資料 No. 9 は、茨城労働局が9月29日に発表しました、 令 和 5 年 8 月 分 に か か る 県 内 の 雇 用 情 勢 の 概 況 で す 。 55ペ ージ、56ページの資料No.10については、数値がとても細か くなっておりますが、当賃金室で作成しました、茨城県と 全国の各種指標をそれぞれ一覧にしたものです。57ページ からの資料 No.11は、厚生労働省が8月4日に発表しまし た、令和5年民間主要企業にかかる春季賃上げ要求・妥結 状況の結果となります。最後の63ページの資料 No.13は、他 局の結審状況一覧となっております。最新の改正状況につ きましては、別紙お配りした一覧のとおりとなっておりま す。今後の状況については次回以降、確認でき次第ご報告 させていただきます。

このほか参考までに、広報用のリーフレットなどを添付 させていただきました。私からは以上です。

野村部会長

はい、ありがとうございます。ただ今の資料説明につき まして、何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。

全委員

(意見・質問等なし)

野村部会長 それでは、議題(4)の専門部会の日程調整につきまし

て、事務局より説明をお願いいたします。

川野室長

専門部会開催の日程調整につきましては、皆様にご協力 をいただき誠にありがとうございました。審議会が成立す るための要件は、先ほど運営規程の中でもご説明させてい ただきましたが、全体の3分の2以上、または、各側3分 の1以上の出席となっております。日程調整に関し、現実 的にはバランスを考慮して、公益委員は部会長、労使委員 は、それぞれリーダーとなる委員を含め2名以上出席可能 な日を重視し、他の部会との調整を図り、参考として添付 いたしました日程表のとおりの予定となりました。この日 程表につきましては、既に皆様のところにはメールで送付 させていただいております。委員の皆様におかれまして は、非常にお忙しい時期で、審議日数、時間としまして は、ギリギリの厳しい状況になろうかと思いますが、可能 な限りこの3回以内の部会開催とさせていただきたいと思 います。しかし、これからの審議内容によって、追加の審 議会が必要となった場合には、別途、日程調整の上、設定 させていただきます。その場合は、10月31日火曜日に本審 の日程を組んでいる都合もありますので、大変申し訳あり ませんが、平日の17時以降、または、土曜日等の休日とな る可能性もあり得ますことをご理解いただきますようお願 いいたします。

電気の専門部会の開催につきましては、第2回は、10月26日月曜日の午前10時30分から、場所につきましては、ここではなくて3階の会議室になります。第3回は、10月27日金曜日の午前10時からこの場所で予定しております。電気についての追加審議は、第3回目が10月27日で、31日の本審まで日がありません。そのため追加審議となった場合には、28日土曜日、29日日曜日、30日月曜日の17時以降で日程調整をするしかないということになってしまいます。で、できる限り3回以内でお願いできればと思います。本

審委員の方におかれましては、全会一致に至らなかった専門部会の審議、結審、答申、また、全会一致となった専門部会につきましても部会報告のため、既に日程調整し、本審委員の皆様にはご案内しております10月31日火曜日午後3時30分から第七回審議会本審の開催を予定させていただきますので、よろしくお願いいたします。その後、関係労使からの異議の申し出を想定しまして、11月16日木曜日午前10時から第八回本審の開催を予定していますので、日程の確保をどうぞよろしくお願いいたします。

最後になりますが、全会一致による結審をお願い申し上 げます。以上です。

野村部会長

はい、ありがとうございます。審議日程につきましては、ただ今の説明のとおりで公、労、使それぞれよろしいでしょうか。事前に調整済みですので。

委員

(了承の声)

野村部会長|

第2回と第3回が連日の審議ということになりますので、よろしくお願いします。例年、各専門部会は、3回程度の審議でまとめておりますので、今年度もご協力をお願いいたします。例年どおり年内に発効とするには、11月1日水曜日までに答申しなければならないということになっております。会場等の関係上、第七回本審は日程調整の結果、10月31日の午後3時30分から予定されております。

本日は、第1回目の専門部会ということで、今後の金額 審議にあたりまして、労使双方から金額提示の基本的な考 え方についてご意見を述べていただきたいと思います。

水出委員

部会長、その前に少し打合わせをさせていただきたいのですがよろしいでしょうか。

野村部会長

はい、金額提示の前ではなくて、あえて考え方の前に打合わせということでよろしいですか。

水出委員

はい。

野村部会長

はい。では、労働者側もよろしいでしょうか。

小坂委員

はい。

野村部会長

では、一旦休会とさせていただきます。

(休会。別室にて使用者側打合わせ)

野村部会長

それでは、再開いたします。改めまして、労使双方から、金額提示の基本的な考え方をお伺いしてまいります。 まずは、労働者側代表委員からお願いいたします。

小坂委員

座ったままですいません。労働側委員の小坂と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、私の方から、特定最賃の審議にあたりまして、労働者側の統一した考え方について大きく3点、基本的な考え方を述べる前に冒頭、取り巻く環境と課題認識について述べさせていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症が、2019年12月初旬に中国の武漢市で第1例目の感染者が報告されてから3年10ヵ月が経過し、本年5月からは2類相当から5類感染症へ移行されるなど、収束の兆しがみられております。この新型ウイルスによって、経済・社会への打撃のみならず、貧困や環境問題、さらにはウクライナ情勢など、様々な課題が複雑に入り交じる不確実性が極めて高い経営環境の中でありますが、使用者側の経営努力とご理解により雇用を最優先に賃上げ含め、ご対応いただいていることにつきまして、敬

意を表したいと存じます。その間の労働者側に対する評価等につきましては、これからの専門部会の中で、真摯に意見交換を行っていきたいと考えておりますので、是非よろしくお願いしたいと思います。

それでは、労働者側の考え方を述べさせていただきます。まず1点目は、労働条件の向上についてであります。 これは、当たり前のことでありますが、労働条件の向上が、最低賃金制度全体の目的であります。しかしながら、賃金を含む労働条件については、産業により大きく異なっている実態にあります。このため、産業毎の賃金実態を踏まえた、賃金審議により、ふさわしい最低賃金の水準を決定することが重要であると考えております。

2点目は、公正競争の確保という点についてであります。賃金の不当な切り下げの防止によって達成されるべき公正競争の確保についても、最低賃金制度全体の目的であると考えております。しかしながら、こちらも、賃金だがでは、これを確保できないと考えております。よっとに対しては、これを確保できないと考えております。よいとにが電機を上回る水準で、特定最賃を設定することにが電機を業の持続的な発展に向けた人材確保、ひいては電機産業で働くことへの安心感醸成の観点からも必要不可欠であると考えております。

そして、3点目は、労使交渉の補完、代替機能があるということであります。本来、労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものであります。しかしながら、労働組合の組織率が、今や17%を割り込む状況、茨城におきましては14.4%ということで、8割以上の労働者は、自らの労働条件の決定に関与することが出来ない状況にあるのが実態であります。そういう中で、特定最賃の審議は、関係労使の参加によって、設定の申請や、金額決定がなされることから、企業別の労使間交渉を補完、

代替する役割を担っており、我々組織労働者に課せられた 社会的責務であると考えております。

以上、3点を基本的考え方として、審議に臨んでいきたいと考えております。特定最賃は、よく地域別最賃と比較されますが、労働者側としましては、それぞれの産業別の特定最低賃金のあるべき水準を目指していきたいと考えております。さらには、今回3つの業種ともに、労働協力インを取っており、労働者側としては、協定の最低ラインを目指していきたいと考えております。いずれにしましても、皆様方のご協力をいただき、真摯な審議が行われることを期待したいと存じます。以上、よろしくお願い申し上げます。

野村部会長

ありがとうございました。続きまして、使用者側代表委 員からお願いいたします。

水出委員

はい、それでは、私も座ったままで使用者側の基本的な 考え方を述べさせていただきたいと思います。

先日の使用者側意見陳述で3つの企業からお請しが勝についたとおり、各業種とも原材料、光熱費や燃料のできれて要素があれてである。とは整っても生産体制は整って業産である。との変更を担けない。 とおり、生産体制は整いできれるできる。 として状況が解消をできれる。 をはばないないである。 をはばれている。 をは消費者物価指数より非常にである。 をできた実質無利子をでいる。 をできたまり、今後のに不安を抱てるを関するがでいたがある。 を対けた中小子の変を抱なるを担けるが変けたいから、とをであるとながから、とをであるます。 といることであったことをはあり、そことにはからいたことをないた。 をといるとであったとをないた。 とれて、自社の経営努力では、 の人件費の急激な高騰も相まって、 カバーしきれない、また、賃上げ原資を確保することが難 しいなどの理由で倒産した企業があったという話もござい ました。電気業界も一部回復とあるものの、物流停滞等に よるサプライチェーンの混乱、エネルギー資源価格高騰や 円安による貿易収支の悪化等で非常に苦戦している業界で あります。先日、委員でいらっしゃいますアート科学様か らの意見陳述の中でも触れておりましたが、先ほど述べた ような苦戦要因に加え、価格競争力の激化により、急激な 賃上げは避けたいというお話がございました。これは、県 内の中小零細企業の経営者のほとんどが、思いながら経営 をしているということを強く認識していただきたいと思い ます。物価高騰による賃上げの必要性も重々承知しており ますが、急激な賃上げに対しては慎重にならざるを得ない ことと、一番重要である雇用を守るという経営者の大前提 を踏まえて、特定最賃電気専門部会としては、昨年と同 様、現行水準を維持するというスタンスで臨んでまいりた いと思いますので、ご理解をよろしくお願いします。以上 です。

野村部会長

はい、ありがとうございました。ただ今の労使双方のご 意見につきまして、何かご意見、ご質問等ございましたら お願いいたします。

全委員

(意見・質問等なし)

野村部会長|

ここまでが公開なので、傍聴人の方がいらっしゃった場合には、ここで退席していただくのですが、今回はいらっしゃいません。

では、これから具体的な金額審議に進んでまいりたいと 思います。

【これ以降は、議事要旨をご覧ください。】